

令和6年度事業計画

第1 事業計画策定基調

我が国の経済は、コロナ禍の3年間を乗り越え改善しつつある一方、輸入価格の上昇による物価高騰の継続は、国民生活を圧迫し、回復に伴う生活実感の改善を妨げている。

政府は、デフレ脱却を目指すため「供給力の強化」と「国民への還元」をすすめる経済対策を打ち出し、「新しい資本主義」の実現に向けて取り組みを加速することとしている。

こうした状況の中で、「国民生活と経済のライフライン」としての重要な役割を担うトラック運送業界は、昨年政府がとりまとめた「物流革新に向けた政策パッケージ」を基調とし、「物流の2024年問題」への適切な対応を図るよう全力を傾注している。

特に、物流を維持していくために、改正「標準的な運賃・標準運送約款」の活用等への周知を徹底するとともに、優秀な人材を確保するため諸対策を押し進めている。

さらに、安心して安全な輸送サービスを提供するために飲酒運転根絶をはじめ交通事故防止の推進を図るとともに、高速道路料金の更なる割引など、使いやすい道路の実現に取り組むこととする。

また、新技術を活用した物流DXや次世代新技術への対応など、物流の更なる効率化に向けて鋭意取り組むとともに、環境・GX対策及びSDGsを推進することとしている。

近年、相次ぐ大規模自然災害に備えた緊急物資輸送体制の確立をさらに構築し、必要な体制整備を推進することとする。

以上を踏まえ、今後のトラック運送事業の進化・発展に向けて、令和6年度事業として次に示す重点施策の13項目に基づき、(公社)全日本トラック協会(以下全ト協)と連携し、各種事業計画を積極的に取り組んでいくこととする。

第2 重点施策

- (1) 物流革新に向けた政策パッケージに基づく「2024年問題」への対応
- (2) 燃料高騰対策等の推進
- (3) 運輸支局(トラックGメン)との連携による荷主対策の深度化の推進
- (4) 改正「標準的な運賃・標準運送約款」の活用等による適正なコスト収受等転嫁対策の推進
- (5) 多様な施策による良質なドライバーの人材確保
- (6) 交通及び労災事故の防止対策の推進
- (7) 高速道路料金の割引の拡充及び重要物流道路等広域道路ネットワークの整備など
使いやすい道路の実現
- (8) 適正化事業の推進(D・E事業所の重点化)による法令遵守の徹底
- (9) 新技術を活用した物流DXの推進
- (10) 自動車関係諸税の簡素化・軽減の実現
- (11) 環境・省エネ対策の推進
- (12) 広報媒体を活用した対外的なPR対策の積極的な推進
- (13) 大規模災害発生時における緊急輸送体制の確立

第3 事業計画

1. 総合物流対策事業

- (1) 「トラック輸送における取引環境・労働時間改善山口県地方協議会」について、山口

運輸支局及び山口労働局等と連携を図り、協議会が引き続き的確に運営されるよう、全ト協・各県トラック協会と情報交換を行う。

- (2) 「ホワイト物流」推進運動や輸送品目別ガイドラインについて、荷主やトラック運送業界に引き続き周知・普及促進を図り、生産性向上に向けた取組に対し、積極的な対応を図る。
- (3) 時間外労働の上限規制960時間及び改正改善基準告示の遵守に向け、会員事業者に対し関係法令や告示について、周知徹底を行うなど、遺漏なき対応を図る。
- (4) 標準的な運賃と自社原価の関連を踏まえた交渉方法など、標準的な運賃の活用によって適正運賃収受に繋がるセミナー等を開催する。
- (5) 「総物流施策大綱(2021年度～2025年度)」に盛り込まれているパレット化の促進及び規格統一化等について検討を進め、その対策について普及を図り生産性向上に努める。
- (6) 「適正運賃の収受に向けた契約の電子化・書面化の導入」や「物流負荷の軽減に向けた計画の作成等」の規制的措置の導入を含む法制化に関し、適切な対応を図る。
- (7) 2024年問題への解消を図るための商慣行の見直しに向け、関係行政機関(トラックGメン等)や全ト協等と連携を図り、着荷主を含む荷主や一般消費者等への理解促進を図るための環境整備を推進する。

2. 道路対策事業

- (1) トラック輸送にとって、高速道路の利用は、ドライバーの拘束時間短縮等働き方改革の実現、輸送時間の短縮及び定時制の確保等、生産性の向上の実現に不可欠なものであり、トラック輸送が国民生活と経済のライフラインとしての機能を果たすため、高速道路料金の大口・多頻度割引の実質50%割引への拡充・恒久化について、政府・与党等に対し要望活動を行う。
- (2) ドライバーが計画通りに運行し、労働関係法令を遵守できるよう、渋滞箇所やトラックステーションをはじめ高速道路のSA・PA、道の駅等における駐車スペースや休憩・休息施設となる建屋内設備の整備・拡充、特にシャワー施設の設置箇所拡大について、国土交通省等に対し要望活動を行う。
- (3) トラック輸送ニーズに対応した、平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、ミッシングリンクの解消や迂回可能なダブルネットワークの構築等、高速道路及び一般道路が連携した全国道路ネットワークの積極的な整備推進について、全ト協と連携を図る。
- (4) 高速道路料金の更なる割引について、トラックの利用促進を図り、輸送効率の改善及び一般道や混雑する高速道路から、通行量の少ない高速道路への転換促進を図るための料金・割引制度が設けられるよう要望を行う。
- (5) ドライバーの長時間労働の抑制等働き方改革の推進のため、中継物流拠点(コネクトエリア)の設置箇所を拡大するよう、国土交通省等に対し要望活動を行う。
- (6) 特殊車両通行許可に付される通行時間帯条件の緩和など車両制限令や、道路運送車両の保安基準、道路交通法施行令について、国土交通省や警察庁に対し要望活動を行う。
- (7) 特種車両通行確認制度における、道路関連データのデジタル化の促進や利用しやすい手数料水準について、国土交通省に対し要望活動を行う。

3. 燃料費対策事業

- (1) 燃料サーチャージについて、事業者が収受できる環境を整備するため、燃料サーチャージの収受に向け、広告やリーフレットの配布等荷主への浸透を図る。
- (2) 軽油等燃料費対策及び環境・省エネに対する重要性に鑑み、最新の燃料基準を達

成した排出ガス規制適合車等の導入等に必要な設備資金融資に対する利子補給を行う。

- (3) 全ト協と連携を図り、政府与党及び行政機関に対し、燃料油価格激変緩和事業や重点支援地方交付金の継続について、強力に要請する。
- (4) 燃料価格の高騰に鑑み、緊急対策給付金事業を実施する。

4. 交通事故防止対策事業

- (1) 事業用自動車の運転者に対する指導及び監督の指針の強化に対応し、ドライバー教育テキストを活用したトラックドライバーの初任運転者教育等について、実施体制等を強化し、交通事故防止の実効性向上を図る。
- (2) 交通事故を抑止するため、安全装置（バックモニター等）導入について引き続き助成を行う。
- (3) ドライブレコーダーの普及拡大を図り交通事故の大幅な低減を推進するため、装置導入助成を引き続き実施する。
- (4) 安全意識ならびに運転技能向上を図るため「全国トラックドライバー・コンテスト」へ山口県代表選手を選考、派遣する。
- (5) 運行管理者及びドライバー（初任運転者等を含む）の安全教育を促進するために、指定研修施設で実施する安全教育への助成を実施するとともに、県下自動車学校（6校）で安全教育研修を開催する。
- (6) 車両点検講習会を開催する。
- (7) 春・夏・秋・年末年始の「交通安全運動」や「無事故・無違反コンテスト」をはじめとした各種交通安全活動に積極的に参加するほか、年末年始の輸送繁忙期に「正しい運転・明るい輸送運動」を展開する。
- (8) 適性診断の受診率向上のため、「NASVAネット」の更なる利用促進を図る。
- (9) 県下の小学校を対象とした「トラックの交通安全教室」を積極的に開催し、通学路等における交通安全教育を推進する。
- (10) 運行管理者資格取得を促進するため、運行管理者試験受験対策講習会を開催する。
- (11) 交通労働災害防止担当者教育を開催する。
- (12) 交通安全山口県対策協議会が実施する各種交通安全対策を支援する。
- (13) 運行管理者・整備管理者の一層の能力向上に期するため、自動車事故対策機構等が開催する運行管理者一般講習の受講料及び運輸支局が開催する整備管理者選任前・後講習の講習代を助成する。
- (14) 乗務員の無事故・無違反等の記録を取得し、運行管理上の安全対策に資するため、運転記録証明の交付手数料を助成する。
- (15) 全ト協が作成した「飲酒運転防止対策マニュアル」を活用し、運転者等に対するアルコール検知器の携行、酒気帯びの有無の測定方法及び測定結果の確実な報告等について指導を徹底するとともに、事業用トラックが関係した飲酒運転事故事例を周知するなどして、飲酒運転根絶意識の向上を図る。
- (16) IT点呼、遠隔点呼、AIロボット点呼等を活用した自動点呼の普及促進により、運行管理の効率化に取り組む。かかる支援機器及びシステム等の導入を支援する。
- (17) 「トラック事業における総合安全プラン2025」の目標達成に向けて、全ト協と連携し、事故分析結果に基づくより実効性のある内容を中心に最新の情報を織り込んだセミナーを開催する。
- (18) 「車輪脱落事故防止キャンペーン」などを通じ、車輪脱落事故防止対策の徹底を図るとともに、特に、車輪脱落事故防止のための増し締め徹底を期すため、トルクレンチを有しない事業所への保有を促進する。

5. 環境・エネルギー対策事業

- (1) 環境基本行動計画「環境ビジョン2030」を踏まえ、次世代自動車の導入支援、輸送の効率化の推進、アイドリングストップの徹底等、脱炭素化に向けた環境啓発活動を推進する。
- (2) 燃料消費量の削減効果が高いEMS機器等の更なる導入助成を拡充実施する。
- (3) 環境対応車等の一層の普及を図るため、車両導入助成を引き続き実施する。
- (4) エアヒーター、車載バッテリー式冷房装置等の導入のための助成を行う。
- (5) 省エネ運転講習会を開催し、省エネ対策を推進する。
- (6) 各種広報媒体を活用して環境意識の改善、ゴミの不法投棄撲滅に向けた啓発活動を積極的に推進するほか、環境問題への取り組み姿勢を内外にアピールし、広く社会一般の理解を求める。
- (7) 山口県と連携して不正（粗悪）軽油の使用防止のための諸施策を実施する。

6. 輸送秩序確立対策事業

- (1) 基本契約の締結や書面化の必要性、「下請・荷主適正取引推進ガイドライン」について、会員事業者及び荷主へさらなる周知を行い、定着を図る。
- (2) 輸送秩序を阻害する行為の防止対策を積極的に推進するとともに、関係行政機関との連携強化を一層緊密にして違法行為の排除に取り組む。

7. 貨物自動車運送適正化事業

- (1) 巡回指導において、悪質な法令違反や社会保険等が未加入・未納が判明した場合には、関係法令、社会保険制度等に関する指導を行うとともに、運輸支局に速報制度等を活用し報告する。
- (2) 運輸支局等との連携により、新規許可事業者に対する巡回指導及び労基特別巡回指導には適切に対応し、事業者の違反等について早期の改善を図る。
また、運輸支局等に適正化情報システムを通じた迅速な情報提供を行う。
- (3) 運輸支局との連絡会議を定期的で開催し、適正化実施機関の活動状況の報告、連絡を密にするとともに、諸課題への迅速かつ適切な対応を図る。
- (4) 巡回指導については、「巡回指導の指針」及び「巡回指導マニュアル」に則り、効果的・効率的な指導の実施に努め、事業者に対し直接的な指導が可能な機会であることから、公正かつ着実な実施を期すこととする。
- (5) 巡回指導対象事業者の選定に際しては、「巡回指導の指針」を踏まえ、運輸支局等との連携を図り、新規事業者や悪質事業者及び総合評価が低い事業者等、指導の必要性が高い事業者に重点を置き、優先度に応じた指導内容及び巡回頻度とし、中でも総合評価がD・Eの事業所に対して重点的に巡回指導を実施し、法令遵守の徹底を図る。
- (6) 小規模グループ研修において、調査手法や判定・指導方法についてのグループ討議等を実施し、近接の地方実施機関との緊密な連携を図ること等により、巡回指導の評価手法の均一化を図る。
- (7) 「運輸安全マネジメント」については、事業者の安全意識の向上及び効果的な取組について適切な指導に努める。
- (8) 安全性評価事業については、ラッピングトラックや各種広告媒体を活用し、「Gマーク制度」の認知度アップ対策を積極的に実施するとともに、Gマークステッカーの有効期限切れや廃車時の剥離の徹底等、適正な管理を推進する。

8. 緊急輸送・自然災害対策事業

- (1) 緊急・救援輸送業務実施要綱に基づき必要な体制整備を推進するとともに、緊急物資輸送体制の確立を図る。
- (2) 山口県地域防災会議の指定地方公共機関として、災害時の緊急物資の輸送・保管・管理に必要な貨物自動車等の供給確保及び物流専門家の派遣について対応する。
- (3) 山口県総合防災訓練及び高圧ガス保安協会防災訓練などに参加し、緊急救援物資輸送体制及び災害防止対策の積極的推進を図る。
また、全ト協と緊急通信体制の整備及び情報伝達訓練に参加する。
- (4) 大規模災害発生時における広域的な物資輸送体制の確立を図るため、全ト協と連携し、基礎知識の習得の場に積極的に参加し、物流専門家の育成に務める。
- (5) 高病原性鳥インフルエンザ及び豚熱等の家畜伝染病が発生した場合において、山口県との家畜伝染病発生時における支援活動に関する協定書に基づき支援物資の緊急搬送を行う。
- (6) 集積拠点における支援物資の仕分け・管理を行う際の専門知識を身につけた「災害物流専門家」の育成を図る為、研修会を開催する。

9. 税制・金融対策事業

- (1) 自動車関係諸税（自動車重量税、自動車税、軽油引取税等）の簡素化及び軽減に向けて、政府与党等に対し要望・陳情活動を積極的に展開する。
また、営業用トラックに対して新たな税負担となるような議論が生じた場合には、これを阻止するための要望・陳情活動を展開する。
特に、走行距離課税の導入については、反対の立場に立ち、全ト協等と連携を図り活動を行う。
- (2) 物流施設の整備、荷役機械の購入、激甚災害を受けた場合の経営安定等に対する近代化基金融資を推進するとともに、当該融資にかかる利子補給を行う。
- (3) 会員事業者の資金融通を支援するため、国及び山口県等が定めるセーフティネット制度融資及び国が定める災害関係保証融資を会員事業者が受ける際に信用保証協会に支払う信用保証料について一部を助成する。

10. 労働対策事業

- (1) 「トラック運送事業者のための健康起因事故防止マニュアル」を活用したセミナーや定期健康診断の結果を有効活用するセミナー等を通じて健康起因事故防止対策を推進するとともに、メンタルヘルス対策強化について普及啓発を図る。
- (2) 重大事故を未然に防ぐため、睡眠時無呼吸症候群（S A S）スクリーニング検査受診助成を引き続き実施するとともに、セミナー等を通じて、S A S対策の普及・強化に努める。
- (3) セミナー等を通じ、過労死等防止に向けた意識の高揚を図るとともに、過労死等防止対策の普及・促進を図る。
- (4) 健康に起因する事故を防止するための検査（脳ドック・心臓ドック）受診助成事業を実施する。
- (5) 陸上貨物運送事業労働災害防止協会等関係機関との連携を図りつつ、第14次労働災害防止計画（2023～2027）を踏まえた労働災害防止に取り組む。
- (6) 過労死や健康起因事故につながる、脳・心臓疾患発症の要因となる高血圧の予防には血圧測定が重要であることから、乗務前点呼における血圧測定に活用できる高機能な血圧計の普及拡大を図る。

11. 交付金運営対策事業

- (1) トラック運送事業の近代化、合理化に資するとともに輸送力の増強を促進するため、中央近代化基金融資の斡旋を行う。
- (2) 省エネ推進及びトラックの走行に伴う環境問題の重要性に鑑み、環境対応車等並びに省エネ関連機器等の導入を促進するために融資に対する利子補給助成を行う。

12. 経営改善対策事業

- (1) 全ト協と連携して中小トラック運送事業者の経営実態の把握と個々の経営改善への取り組みに資するため、経営分析報告書を個別事業所に作成配布する。
- (2) 経営基盤を強化し、めまぐるしく変化する環境変化に適確な対応を図るため、「経営者研修会等」を開催する。
- (3) 中小トラック運送事業者の原価意識の向上、原価管理の徹底等による経営体質の改善を図るための手法や諸施策等を講じる。
- (4) 物流DXを推進するため、関係行政機関や全ト協と連携を図る。

13. 人材育成対策事業

- (1) 事業後継者ならびに青年経営者等を育成するため、青年経営者組織の各種研修事業及び相互研鑽の機会や社会貢献活動を推進する。
- (2) 中小企業の優秀な管理者を育成するため、(独)中小企業基盤整備機構が運営する中小企業大学の講座受講を促進するとともに受講料の助成を実施する。
- (3) 準中型免許制度の施行に伴い、人材不足を解消するため、県内高等学校を対象に物流出前授業を実施し、高校生等に対する業界への採用促進を図る。
- (4) トラック運送業界のドライバー不足に対応するため、会員事業者が従業員に準中型免許、中型免許、大型免許、けん引免許を取得させた際の教習料の一部を助成する。
- (5) 19歳でも大型免許が取得可能な「特例教習制度」について周知を図るとともに、中・大型への「AT限定免許」制度創設について、関係機関に働きかけることにより、トラック運送業界への新たな人材確保につながる取組を推進する。
- (6) 人材確保に向けた職場環境改善を促進するため、「運転者職場環境良好度認証(働きやすい職場認証)」取得の支援及び会員事業所の採用ホームページ開設に対する支援を行う。
- (7) トラックドライバーの外国人労働者の導入に向け、全ト協と連携を図る。

14. 消費者対策事業

- (1) ホームページに標準引越運送約款、「かしこい引越」や引越事業者のリストを掲載し、引越方法や分散引越等について消費者へ周知を図る。
- (2) 標準引越運送約款や関係法令等、引越管理者として必要な知識について、引越講習等で事業者へ周知徹底するとともに、ホームページ等を通じて消費者への周知活動を推進する。
また、引越繁忙期においてもサービスレベルや輸送品質を保持するため、分散引越の周知を図る。
- (3) 引越業務の品質向上を図るため、引越に携わる実務担当者に対し、引越講習(引越基本講習・引越管理者講習)への参加を推進し引越事業者優良認定制度(引越安心マーク)の普及促進を図る。
- (4) 山口県消費生活センターとの連携を図りながら、輸送サービス相談窓口体制を強化する。

(5) 苦情処理への迅速・丁寧な対応に務める。

15. 広報活動事業

- (1) トラック輸送産業の果たす重要な役割や業界の現状、課題等について、関係行政機関並びに国民の理解を得るため、あらゆるマスメディアによる広報活動に併せて、新聞各紙等に必要時期にかつ効果的に意見広告を掲載する。
- (2) トラック運送事業の社会的役割への理解を求めため、10月9日「トラックの日」のイベント並びに「トラックの日」絵画コンクール等の諸活動を実施するとともに、マスコミ等の各種媒体を活用した幅広いPR活動を図る。
- (3) 会員事業所や荷主企業、関係行政機関等に対し、トラック輸送の現状や協会の活動状況、各種助成事業案内、行政の動向等について、ホームページや機関誌「山口県トラック広報」を通じて、情報提供を行うとともに、その充実を図る。
- (4) 荷主企業等に対し燃料サーチャージ制度をはじめとした適正取引推進及び安全性評価事業（Gマーク制度）、引越事業者優良認定制度（引越安心マーク）の普及促進や交通事故防止に向けて、テレビCM、荷主向け物流セミナー等やGマークラッピングトラック等を通してPR活動を展開し、理解と協力を求める。
- (5) 将来の業界を担う優秀な人材を確保するため、トラック輸送の役割と魅力を発信すべく、各種コンテンツを活用し広報活動を展開する。

16. 共同施設整備運営事業

- (1) 研修会館利用者の利便性の向上を図るため、施設の整備・運営を行い、更なる利用促進を図る。
- (2) 研修会館の収支改善の為に、効率的な運用を行う。
- (3) 研修会館が大規模修繕の時期に当たることから、長期修繕計画を策定する。

17. 中央出捐事業

- (1) 全国単位にて貨物自動車運送事業の近代化・合理化のための事業を行う全ト協に対して出捐を実施する。

18. 業種別専門輸送対策事業

- (1) 専門委員会・部会（5委員会・5部会）においては、業種別部門としての対応を図るため、適正化事業、交通事故防止、労働災害防止、環境対策、消費者対策等を積極的に推進する。

19. 庶務関係

- (1) 各種表彰については、対象者を積極的に表彰（上申、推薦）する。
- (2) 予定する会議は、通常総会（年1回）・理事会（年4回～5回）・正副会長会議（必要により随時）・専門委員会・部会（必要により随時）・支部事務局連絡会議（必要により随時）とする。